



平成21年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 池 田 銀 行
代表者名 取締役頭取 服 部 盛 隆
(コード番号 8 3 7 5 東証・大証第1部)
問合せ先 企画部長 南 地 伸 昭
(TEL 0 7 2 - 7 5 1 - 3 5 2 6)

資本金の額の減少（資本金の額の減少と同時の資本剰余金の額の増加）に関するお知らせ

当行は、平成21年 5月15日開催の取締役会において、平成21年 6月26日に開催を予定している第87期定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当行は、平成21年 3月期決算において、37,234百万円の欠損金を計上するに至りました。

つきましては、この欠損金を解消して財務体質の改善を図るとともに、機動的な資本政策に備えるため、会社法第447条の規定に基づき資本金の額を減少させていただきたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 76,865,321,907円を 37,234,615,951円減少し、39,630,705,956円とさせていただきたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 37,234,615,951円の全額をその他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

3. 資本金の減少の日程

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成21年 5月15日 (本日) |
| (2) 株主総会決議日 | 平成21年 6月26日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成21年 8月 3日 (予定) |
| (4) 効力発生日 | 平成21年 8月14日 (予定) |

なお、資本金の額の減少の効力発生は、銀行法により当局の認可が得られることを条件といたします。

4. 今後の見通し

本件資本金の額の減少により業績に与える影響はありません。

以 上